

令和2年 第9回沼田町議会臨時会 会議録

令和2年11月30日(月)

午後16時30分 開会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地 誉	議員
3番	久保 元宏	議員	4番	高田 勲	議員
5番	篠原 暁	議員	6番	伊藤 淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員
9番	小峯 聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 横山 茂君 教育長 吉田 憲司君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史君	総務財政課長	村中 博隆君
産業創出課長	赤井 圭二君	農業推進課長	前田 昌清君
住民生活課長	嶋田 英樹君	建設課長	瀧本 周三君
保健福祉課長	黒田 美和君	和風園園長	安念 昌典君
旭寿園園長	荒川 幸太君	会計管理者	小玉 好紀君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野 信行君 書記 中山 裕樹君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第68号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第69号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第70号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第71号	沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第72号	沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和2年第9回沼田町議会臨時会を開催します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大沼議員、1番、鶴野議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第68号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第68号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年11月30日提出。町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。令和2年、国家公務員の給与に関しまして、官民格差を是正することといたしました人事院勧告において、勧告に沿って給与改定等を実施することとした改正給与法が、11月27日に参議院本会議において可決され成立しております。沼田町におきましても人事院勧告に準拠致しまして、他町の動向を踏まえ、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別紙にお配りしてございます改正概要をお目通しいただきまして、そちらの方で説明させていただきます。

上段(1)の給料表の改正でございます。官民給与との格差が極めて小さく、給

料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととなつてございます。

次に（２）期末手当の改正でございますが、年間支給月数４．５ヶ月を０．０５ヶ月分引き下げまして、４．４５ヶ月分に改正するものでございます。一般行政職をご覧頂きたいと思ひます。令和２年度分の支給につきましては、１２月期の期末手当において、０．０５ヶ月分を引き下げる事とし、令和３年度以降につきましては、６月、１２月に支給する期末手当をそれぞれ０．０２５ヶ月引き下げるものが主な改正内容でございます。

なおこの条例につきましては、公布の日から施行し、第２条の規定につきましては令和３年４月１日から施行するものでございます。以上、提案の理由とさせて頂きます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第６８号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第４。議案第６９号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第６９号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和２年１１月３０日提出。町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。

特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じて支給月数の改正を実施していることから、年間支給月数４．５ヶ月分を０．０５ヶ月分引き下げ、

4. 45ヶ月分とする改正であり、別紙改正概要、特別職に記載してございますが、令和2年度分の改正につきましては、12月期の手当において0.05ヶ月分を引き下げる事とし、令和3年度以降につきましては、6月、12月に支給する期末手当をそれぞれ2.25ヶ月分とする改正条例でございます。以上、提案の理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第69号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第5。議案第70号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第70号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年11月30日提出。町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、職員及び特別職と同様に、0.05ヶ月分引き下げ、支給月数を4.45ヶ月分とするものでございまして、別紙改正概要、（議会議員）に記載のとおりでございます。

なおこの条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、提案の理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第70号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第6。議案第71号。沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第71号。沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年11月30日提出。町長名でございます。

沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、期末手当について一般職の支給割合に準じて支給割合を100分の130と定めておりますが、年度中は任用された年度の4月1日における割合とする事とし、12月支給分の改正は実施せず、令和3年4月1日から一般職と同等に100分の127.5に改正するものでございます。

なおこの条例は、公布の日から施行から施行するものでございます。以上、提案の理由説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）ええと、確認ですが、この条例は公布の日から施行するっておっしゃったような気がしたんですが、私の聞き間違いか。

○総務財政課長（村中博隆課長）失礼致しました。訂正させていただきます。令和3年4月1日からです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第7。議案第72号。沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第72号。沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年11月30日提出。町長名でございます。

沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。本町では該当者はありませんが、第2号会計年度任用職員の期末手当については、給与条例の適用を受け一般職の常勤職員の例によることとされております。期末手当基礎額に乗じる割合については、任用された年度の4月1日における割合とする事としてございます。また、今回の改正では、給与表の改正が行われませんでした。今後改正された場合につきましては、常勤職員と同様に遡及適用を行わず改訂された給与表の翌年度の4月1日から適用する旨の追加を行ってございます。

なおこの条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上、提案の理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採

決いたします。お諮りいたします。議案第72号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和2年第9回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

16時43分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 大沼 恒雄

署名議員 鶴野 範之